

市会全員協議会の運営方法

1 趣 旨

横浜市長の言動にかかる第三者による調査については、これまで総務委員会において議題として取り扱ってきているが、議員全員による市会での決議を契機に調査が実施された経緯等を踏まえ、令和8年7月10日開催の団長会議において、市会全員協議会を招集し、調査報告を受けることが確認された。

これに伴い、議長から市会運営委員会に対して、市会全員協議会の運営方法等について協議依頼があったことから、その取扱いについて運営理事会で協議した。

2 市会全員協議会の運営方法等（理事会協議結果（令和8年7月10日））

（1）運営方法

ア 招集

議長が招集する。

イ 構成

議員全員とする。定足数は、議員定数(86人)の半数以上とする。

ウ 進行

議長が進行する。議事進行上、採決が必要となった場合は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

エ 議員席

議員席は指定する。ただし、会派内での移動は妨げない。

別紙 議員席(会派割案)

オ 傍聴

可とする。傍聴のための手続その他傍聴に関する事項は「横浜市会委員会条例」及び「横浜市会委員会傍聴規程」等に準じて取り扱う。

カ 記録

作成・公開する。

開催日の1か月後を目安に、速報版を市会ホームページ上で公開する。速報版は、正式な記録を発行するまでの間、公開する。

キ 中継等

インターネット中継（生中継・録画中継）及びモニターテレビ放映を実施する。

ク 電子機器の使用

開会中の電子機器の使用は、市会運営委員会決定（令和6年12月19日）に基づき可とする。

(2) 議 題

横浜市長の言動にかかる第三者による調査報告

(3) 開催日時

令和8年7月30日(木) 午前11時15分

(4) 場 所

大会議室

(5) 報告者

調査委員(3名)及び補助員(3名)

※総括コンプライアンス責任者以下関係職員が同席する。

(6) 調査報告に関する質疑

○調査報告に関する質疑は、これまで本件を議題として取り扱ってきた総務委員会において、上記報告と同日に実施することとし、その運営方法等については総務委員会で決定する。

○ただし、市会全員協議会で報告を受ける内容に関する質疑となることを踏まえ、運営方法等については以下の点を考慮するよう総務委員会に申し伝える。

- ・傍聴を希望するすべての議員の傍聴を可とすること。
- ・総務委員会に所属議員がいない会派及び無所属議員について、会議規則第76条第2項に基づく、委員外議員としての発言の申出があったときは、時間の制約も考慮の上、原則としてこれを許可すること。

市会全員協議会 議員席（会派割案）

長え(1) トモ(1)

維新(8)

公明(15)

ゆき(1)

共産(5)

国民(6)

浜風(1) 横浜(2)

無(興石)(1)

齊藤(1) 市民(1)

井上(1) 無(谷田部)(1)

立憲(9)

太田(1)

自民(31)

議員席氏名を御記入の上、
7月17日(金)までに議会局に御提出ください。